

平成31年4月16日判決言渡 同日原本領収 裁判所書記官

平成27年(ワ)第1262号損害賠償等請求事件

口頭弁論終結日 平成31年2月19日

判 決

[Redacted]

原 告

[Redacted]

同 訴 訟 代 理 人 弁 護 士

正 木 健 司

神戸市中央区中山手通4丁目1番14号

山の手シャルマンビル3階

被 告

株 式 会 社 R i d a

(以下「被告会社」という。)

同 代 表 者 代 表 取 締 役

竹 内

[Redacted]

神戸市中央区

[Redacted]

被 告

竹 内

[Redacted]

(以下「被告竹内」という。)

神戸市中央区

[Redacted]

被 告

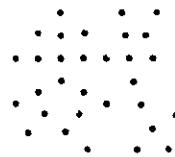
飯 田

[Redacted]

(以下「被告飯田」という。)

主 文

- 1 被告らは、原告に対し、連帯して1467万9390円及びこれに対する平成23年12月17日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
- 2 被告会社は、原告に対し、39万5800円並びにうち20万7900円に対する平成23年9月20日から支払済みまで及びうち18万7900円に対する平成23年10月9日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
- 3 原告のその余の請求をいずれも棄却する。
- 4 訴訟費用は被告らの負担とする。
- 5 この判決は、第1項及び第2項に限り、仮に執行することができる。



事 実 及 び 理 由

第 1 請 求

1 主位的請求

被告らは、原告に対し、連帯して1513万6770円及びこれに対する平成23年12月17日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

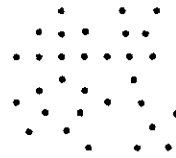
2 予備的請求

(1) 被告会社は、原告に対し、45万7380円及びこれに対する平成23年9月19日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

(2) 被告会社は、原告に対し、1467万9390円及びこれに対する平成23年12月21日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

第 2 事案の概要

- 1 本件は、4回にわたって被告会社から美容機器等を購入した原告が、被告会社の取引は公序良俗に反する違法なものであるなどと主張して、①主位的に、被告会社に対しては不法行為に基づき、被告竹内及び被告飯田に対しては不法行為又は会社法429条1項に基づき、合計1513万6770円（取引による損害1376万0700円、弁護士費用137万6070円）及びこれに対する4回目の取引日である平成23年12月17日から支払済みまで民法所定の年5分の割合による遅延損害金の連帯支払を、②予備的に、被告会社に対し、(1)クーリングオフにより1回目及び2回目の取引を解除したとして、不当利得に基づき、45万7380円及びこれに対する1回目の取引日である平成23年9月19日から支払済みまで民法所定の年5分の割合による利息の支払を、(2)不実告知、詐欺若しくは錯誤により売買契約が取消し若しくは無効であるとして、又は被告会社の会員及び従業員の虚偽の説明による勧誘行為が不法行為に当たるとして、不当利得又は民法715条1項に基づき、1467万9390円及びこれに対する4回目の取引日である平成23年12月17日から支払済みまで民法所定の年5分の割合による利息又は遅延損害金の支払をそれ



ぞれ求めた事案である。

- 2 前提事実（当事者間に争いがないか、掲記の各証拠（特に明記しない限り、枝番があるものは枝番を含む。以下同じ。）及び弁論の全趣旨により容易に認められる事実）

(1) 当事者等

ア 被告会社は、化粧品、美容機器、下着類、雑貨の販売等を目的とする株式会社である。被告会社は、美容機器付音響機器等を連鎖販売取引の方法により販売していたところ、平成24年10月18日、名称等の不明示、不実告知、公衆の出入りしない場所における勧誘、迷惑勧誘を理由として、消費者庁から3か月の業務停止命令を受けた。（甲1，2）

イ 被告竹内は被告会社の代表取締役である。

ウ 被告飯田は、平成20年6月1日から平成21年2月23日までの間、被告会社の取締役であった者であり、平成23年当時は被告会社の会長を名乗っていた。（甲3）

エ 原告は、被告会社から美容機器付音響機器である「美フレVivid.」（以下「本件商品」という。）等を購入した者である。

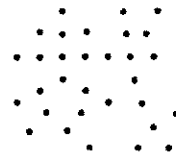
(2) 被告会社の連鎖販売取引の内容

ア 取引の概要

被告会社が行う取引は、被告会社の会員が、非会員に本件商品をはじめとする美容機器その他美容商品（以下「本件商品等」という。）を購入してもらい、新たに会員になってもらうことで被告会社の会員を増やしていくというものであり、勧誘に成功した会員にはボーナスが付与される。

イ 特定負担

被告会社の会員となるためには、本件商品等を購入する必要がある（なお、いずれも価格は20万7900円である。）。被告会社の会員になろうとする者は、本件商品等を購入する際、「会員登録申請書及び初回商品



購入申込書会員登録同意書」（以下「本件申込書」という。）に必要事項を記入して被告会社に送付し、被告会社の承認を得て会員登録をされた日に被告会社の会員となる。（甲 5）

ウ 特定利益（ボーナス）

被告会社の会員は、紹介活動及び被告会社の商品の購入により付与されるポイントに応じてボーナスを得ることができる。被告会社が契約の際に交付するとされている契約書（以下「本件契約書」という。）には、ボーナスについて以下のような記載がある。（甲 5）

(ア) ボーナス取得の条件

ボーナスを受取る為には、以下の条件を満たす必要があります。

〔条件 1〕 あなたが弊社の商品を月間 10,000 ポイント以上購入していること。（初回登録月を除く）

※上記条件での購入者を、「アクティブ会員」という。

〔条件 2〕 あなたが直接紹介した会員が 1 人以上であること。

〔条件 3〕 各種ボーナスの取得条件や規定のポイントを満たしていること。※直接紹介ボーナスのみ、条件を満たさなくても受取れます。

(イ) ボーナスの種類(1)

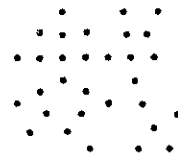
会員は紹介活動によって資格取得の条件を満たし、資格に応じて報酬を獲得することができます。

a 直接紹介ボーナス

あなたの紹介により新規の方が初回登録商品を購入・登録完了すると 20,000 円／1 台売上のボーナスを受取ることができます。

b 収入ラインボーナス

あなたが、紹介活動を行い、資格取得の条件を満たすことにより、収入ラインの売上に応じて 5,000 円～30,000 円／1 台売上



を報酬として受け取ることが出来ます。

c 差額育成ボーナス

あなたのグループの会員を育成することによって資格取得の条件を満たすことにより、その会員の収入ゾーン売上に対し、5,000円～40,000円/1台売上を報酬として受け取ることができます。

d 同格育成ボーナス

あなたのグループの会員を育成することによって資格取得の条件を満たすことにより、あなたの直接紹介した会員があなたと同じ資格を取得した場合、その人の収入ゾーン売上に対し、5,000円/1台売上を報酬として受け取ることができます。

e タイトル取得によるタイトルボーナス

あなたのグループの会員を育成することによって、資格取得の条件を満たすことで、弊社6ヶ月間の累積売上ポイントの3%を、タイトル達成者人数で分配して受取ることができます。但し、タイトルボーナスを受取る為には、毎月10,000ポイント以上の弊社商品の自己購入が必要となります。

※初回登録商品の売上ポイントは、タイトルボーナス計算時のみ80,000ポイント/1台売上与致します。

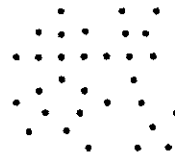
(ウ) ボーナスの種類(2)

a PSP (パーソナルショッピングポイント)

ビジネス会員本人又は、カスタマー会員が1ヶ月間に弊社より購入した製品の価格をポイントとして換算したもの。

b ベーシックボーナス

あなたが当月内において、当社の追加購入商品、および自己購入商品を購入すると、その自己購入実績ポイントの合算に応じて返還が変動します。



c オートシップ特典

オートシップ契約者（預金口座振替依頼書・自動払込利用申込書）は、6カ月毎に弊社よりオリジナル商品（非売品）を贈呈します。

d 差額・同格ボーナス

(a) 差額ボーナス

あなたの直接紹介者が、あなたの資格より下位資格の場合、直接紹介者との差額分をあなたは報酬として受取ることができます。

あなたの直接紹介者の直接紹介者があなたの直接紹介者より資格が上の場合、あなたの直接紹介者の直接紹介者とあなたとの差額分をあなたは報酬として受取ることができます。

あなたの直接紹介者の直接紹介者が、あなたの直接紹介者より資格が下の場合、あなたとあなたの直接紹介との差額分をあなたは報酬として受取ることができます。

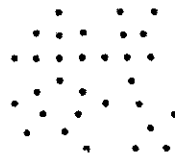
(b) 同格ボーナス

あなたの直接紹介者が、あなたと同資格の場合、直接紹介者の自己購入実績P S Pから5%の同格ボーナスを報酬として受取ることができます。

エ 被告会社会員に付与される資格

被告会社の会員には、その活動の度合いに応じて、①ボーナスの種類(1)に関する資格と、②ボーナスの種類(2)に関する資格が付与される。①はS1からS6までであり、数字が大きくなるほど得られるボーナスが増える。②は下位の資格から順に、ビギナー、アシスタント、ショッピングアドバイザー、スーパーショッピングアドバイザー、チーフショッピングアドバイザーと呼ばれており、上位の資格になるほど、P S Pから得られる報酬が高くなる。

(3) 被告会社によるセミナーの開催



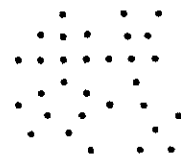
被告会社は、毎月数回にわたり、被告会社会員のためのセミナーを開催しており、毎回、少なくとも100名程度の被告会社会員が参加していた。セミナーでは被告会社の商品の説明等が行われていたところ、被告竹内や被告飯田が説明等を行うこともあった。また、年に数回はセミナーの後に食事会が開催されることもあった。

(4) 原告と被告会社との間の取引

ア 原告は、平成23年9月18日、被告会社のセミナーに参加し、原告の友人であり被告会社の会員であった^A■■■■■^A（以下「■■■■■」という。）を紹介者として、原告名義で本件商品1台を20万7900円で購入する旨の取引をした（以下「本件取引1」という。）。同月19日、原告は夫である^B■■■■■^B（以下「■■■■■」という。）名義の預金口座から被告会社に代金として20万7900円を振り込み、その数日後、本件商品が原告住所地所在の原告の自宅に送付された。（甲4の1、17、18）

イ 原告は、同年10月5日、原告を紹介者として、^B■■■■■^B名義で本件商品1台を20万7900円で購入する旨の取引をした（以下「本件取引2」という。）。同月8日、原告は^B■■■■■^B名義の預金口座から被告会社に代金として20万7900円を振り込み、その数日後、本件商品が原告宅に送付された。

ウ 原告は、同月22日、被告会社の従業員である^C■■■■■^C（以下「■■■■■」という。）と面談し、本件商品23台（1台につき20万7900円）、エイジングケアセット（化粧品、清涼飲料水、健康補助食品のセット）1セット（20万7900円）及びレスコラセット（健康補助飲料のセット）1セット（1万3100円）を合計500万2700円で購入する旨の取引をした（以下「本件取引3」という。）。同月26日、原告は原告名義の預金口座から被告会社に500万2700円を振り込んだ。なお、原告は、本件取引3で購入したとされる商品の保管を被告会社に委任



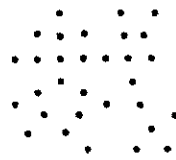
する旨の依頼書に署名押印しているため、本件取引3で購入した商品は原告に送付されていない。

本件取引3では本件申込書が24通作成されている(乙2)ところ、申込者氏名欄及びご本人署名欄には、原告の氏名の後ろに1から24までの数字が丸囲みで記載され、紹介者欄には、^Bの氏名、後ろに数字の記載がない原告の氏名又は後ろに1ないし5及び13ないし17の数字が丸囲みで記載された原告の氏名が記載されている。

また、本件取引3において、原告は確認書に署名押印している。確認書には、「① 担当者による商品説明の時、「治る」「効く」等、医療器具と間違えるような説明はなかったですか?」、「② 担当者によるセールスプランの説明の時、「必ず儲かる」「何もしなくても収入が入ってくる」等の説明はなかったですか? また、貴方がご紹介された方の成約があった時、初めて収入が発生することをご理解していただけましたか?」、「③ 担当者はクーリングオフ制度(商品購入後20日間は理由の如何をかかわらず契約を解除することができる)の説明をいたしましたか?」、「④ 担当者は、貴方に会員登録の勧誘をするにあたって、何か威圧的な態度をとったりしましたか?」という質問が記載されており、原告は、①ないし③では「はい」に、④では「いいえ」に丸をつけている。

(乙2ないし4)

エ ^D原告は、同年12月17日、被告会社の会員であった^D(以下「^D」という。)及び^Aと面談し、本件商品40台(1台につき20万7900円)、レスコラセット2セット(1セットにつき1万3100円)を合計834万2200円で購入する旨の取引をした(以下「本件取引4」といい、本件取引1ないし4を併せて「本件各取引」という。)。同月21日、原告は原告名義の預金口座から被告会社に834万2200円を振り込んだ。なお、本件取引4で購入したとされる商品も原



告に送付されていない。

本件取引4においては申込書が40通作成されている(乙5)ところ、申込者氏名欄には、原告の氏名の後に25から64までの数字が丸囲みで記載され、紹介者欄には、後ろに数字の記載がない原告の氏名が記載されている。

また、原告は、本件取引4において本件取引3と同様の確認書に同様の記載をし、署名押印している。(乙5, 6)

(5) 原告が形成した収入ライン

本件各取引の結果、原告が形成した収入ラインは別紙1のとおりである。
原告
なお、同別紙において、「[REDACTED]B」と表記されているものは、本件取引2において当初[REDACTED]^B名義で取得したものであり、丸囲みの数字は、本件取引3及び4で作成した申込書64枚に記載された数字に対応している。

(6) 被告会社の原告に対する報酬の支払

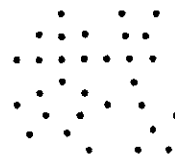
被告会社は、原告に対し、別紙2のとおり、同別紙の取引区分欄の各取引に対してボーナスを支払った(同別紙の取引区分欄の「原告B」, 「原告1」, 「原告2」等の表記は、別紙1の「[REDACTED]^{原告}B」, 「①」, 「②」等の表記と対応する。)。

なお、原告(10月分)において支払われている直接紹介料26万円のうち2万円は、原告が本件取引2を行ったことによって発生したものである。

また、別紙2の取引区分欄に記載がない原告6ないし12, 19ないし45及び55ないし64の取引に対して支払われたボーナスはない。

(7) クーリングオフによる解除の意思表示

原告は、平成26年10月3日付け書面により、被告会社に対し、本件取引3及び4に係る売買契約をクーリングオフにより解除する旨の意思表示をした。また、原告は、平成27年6月19日の第1回口頭弁論において陳述した訴状訂正申立書により、本件取引1及び2に係る売買契約をクーリング



オフにより解除する旨の意思表示をした。(甲10)

3 争点

(1) 主位的請求

ア 各被告共通

(ア) 本件各取引の違法性(争点①)

(イ) 損害額等(争点②)

イ 被告会社関係

(ア) 被告会社は、本件各取引につき民法709条の責任を負うか(争点③)

(イ) 被告会社は、本件取引3及び4につき民法715条1項の責任を負うか(争点④)

ウ 被告竹内関係

(ア) 被告竹内は、本件各取引につき共同不法行為責任を負うか(争点⑤)

(イ) 被告竹内は、本件各取引につき会社法429条1項に基づく責任を負うか(争点⑥)

エ 被告飯田関係

(ア) 被告飯田は、本件各取引につき共同不法行為責任を負うか(争点⑦)

(イ) 被告飯田は、本件各取引につき会社法429条1項に基づく責任を負うか(争点⑧)

(2) 予備的請求

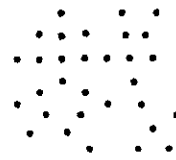
ア 本件各取引につき、クーリングオフによる解除が認められるか(争点⑨)

イ 本件各取引につき、不実告知による取消しが認められるか(争点⑩)

ウ 本件取引3及び4につき、詐欺による取消しが認められるか(争点⑪)

エ 本件取引3及び4につき、錯誤による無効が認められるか(争点⑫)

4 当事者の主張



(1) 争点①（本件各取引の違法性）について

（原告の主張）

ア 本件各取引に共通する違法性

被告会社の事業は、早く会員となった一部の者だけが儲かり、最終的には投資金すら回収できない損害を被る多数の被害者を生むことは明らかであり、被告会社の事業の仕組み自体が公序良俗に反する違法なものであることは明らかである。

加えて、本件商品はそれ自体に価格に見合う価値があるか疑問であり、被告会社が事業を行うための単なる道具にすぎないのであるから、被告会社の事業は実質的に金銭配当組織性を有し、無限連鎖講の防止に関する法律に違反することから、強度の違法性を有することは明らかである。

さらに、原告は、本件商品をわずか2回の契約で60台以上も購入させられており、本件各取引は、訪問販売であれば過量販売に該当する性質のものであり、この点からも違法性が認められる。

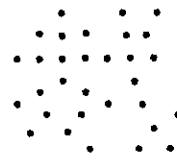
イ 本件取引3及び4に固有の違法性

C
■らは、「うちの会社で会社の利益を分配する仕組みがあって、今会社に出資してくれれば、毎月1万円と年に2回10万円くらいのボーナスが出ますよ。」、「もう少しお金を出してもらって分配金の額が増えます。」などと言って、真実は本件商品を大量に購入する旨の契約であるにもかかわらず、高い利益が得られ、確実に有利な運用ができると原告を誤信させ、本件取引3及び4を行わせた。

（被告会社の主張）

原告の主張は、被告会社が連鎖販売業者であることをもって直ちに違法行為を行っているという主張に等しく、このような主張に理由がないことは明らかである。

また、被告会社の行為が無限連鎖講の要件に該当するののかについて主張が



なく、この点についても原告の主張に理由がないことは明らかである。

さらに、本件は訪問販売に該当しない取引であり、過量販売に関する規制が適用されることはないのであるから、この点についても原告の主張に理由がないことは明らかである。

(2) 争点②（損害額等）について

（原告の主張）

原告に発生した損害は、本件各取引における入金額 1376 万 0700 円及びこれに対する弁護士費用 137 万 6070 円の合計額である 1513 万 6770 円である。なお、原告は、別紙 2 のとおり、被告会社から平成 23 年 11 月 30 日から平成 24 年 1 月 31 日にかけて合計 228 万 8011 円の配当金を受けているが、この配当金は被告会社の違法商法実行の手段として支払われたものであるから、損益相殺の対象として控除することは、民法 708 条の趣旨に反し、許されない。

（被告らの主張）

争う。被告会社から原告に対して支払った 228 万 8011 円は、被告会社の会員に対する会員規約に基づくボーナスの支払であり、原告の主張が認められるとしても、ボーナスの総額は差し引かれるべきである。

(3) 争点③（被告会社は、本件各取引につき民法 709 条の責任を負うか）について

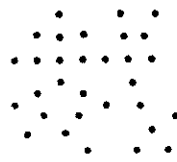
（原告の主張）

被告会社は、会社ぐるみで違法な行為を行い、原告に多大な損害を与えたのであるから、不法行為責任を負うことは明らかである。

（被告会社の主張）

争う。被告会社は違法な行為をしていないのであるから、不法行為責任を負わないことは明らかである。

(4) 争点④（被告会社は、本件取引 3 及び 4 につき民法 715 条 1 項の責任を



負うか) について

(原告の主張)

原告は、本件取引3及び4に際し、被告会社の従業員である^C■、被告会社の会員である^D■及び^A■から、「今、会社にくらかを出資していただくと、年2回、利益分をボーナスとして分配するほか、毎月1万円が支給されます。ボーナスは、年20万ほど出ます。」、「1000万円ほど出してみませんか。」等と言われ、被告会社への出資に勧誘された。しかし、本件取引3及び4の実体は大量の本件商品の購入であるにもかかわらず、^C■、^D■及び^A■は前記出資が本件商品の購入であることについて一切説明せず、出資であるとの虚偽の説明を行った。

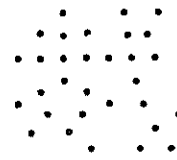
すなわち、^C■、^D■及び^A■は、原告に被告会社への出資であると虚偽の説明を行い、その実態が大量の商品購入である事実を秘して原告に多額の入金をさせたものであり、かかる行為は社会的相当性を逸脱した違法な行為である。そして、^C■は被告会社の従業員であり、^D■及び^A■は被告会社の会員であるところ、^D■及び^A■の行為も外形から見て被告会社の事業の範囲内に属するものと認められるから、被告会社は、^C■、^D■及び^A■の不法行為について使用者責任を負う。

(被告会社の主張)

原告と被告会社との取引は出資ではなく商品の購入であり、^C■らは出資であるとの虚偽の説明をしておらず、大量の商品購入である事実を秘してもしなかったのであるから、原告が主張する不法行為は存在しない。

また、^C■が被告会社の従業員であったことは認めるが、^D■及び^A■は被告会社の会員であったにすぎず、従業員ではないから、被告会社が当然に使用者責任を負うものではない。

(5) 争点⑤(被告竹内は、本件各取引につき共同不法行為責任を負うか)について



(原告の主張)

被告竹内は、被告会社設立当時から現在に至るまで被告会社の代表取締役として、違法行為を主導し、会社ぐるみの本件各行為を含む違法行為を行わせていた者であるから、民法709条による不法行為責任を負うことは明らかである。

また、上記違法行為は会社ぐるみで共同して一体としてなされたものであるから、被告竹内は、被告会社及び被告飯田とともに、民法719条1項により連帯して不法行為責任を負う。

(被告竹内の主張)

被告竹内が被告会社設立当時から被告会社の代表取締役であることは認めるが、そもそも被告会社が不法行為責任を負わず、詐欺商法などしていない以上、不法行為責任及び会社法429条に基づく責任を負わないことは明らかである。

- (6) 争点⑥（被告竹内は、本件各取引につき会社法429条1項に基づく責任を負うか）について

(原告の主張)

被告竹内は、詐欺的な商法を主導した以上、被告会社の代表取締役として、任務懈怠につき悪意又は重過失があることは明らかなので、原告に対し、会社法429条1項に基づく損害賠償義務を負う。

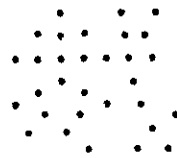
(被告竹内の主張)

争点⑤と同じ。

- (7) 争点⑦（被告飯田は、本件各取引につき共同不法行為責任を負うか）について

(原告の主張)

被告飯田は、少なくとも本件各取引の期間中、被告会社の営業体制に強く関与し、ユニティと呼ばれる会員の上部組織を組成するなどして被告会社の



営業体制を構築していたものであるところ、その結果、マーキュリーという連鎖販売取引の脱法行為に当たるマルチ商法まがいの公序良俗に反する取引を被告会社、被告竹内とともに行ったのであるから、被告飯田も民法709条、719条1項の責任を負う。

(被告飯田の主張)

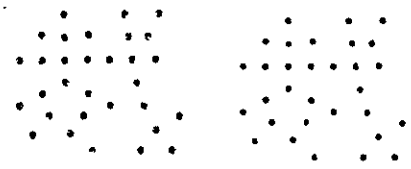
被告飯田は、平成20年6月1日から平成21年2月23日まで被告会社の取締役であったが、本件商品の開発、製造等に関わっていない上、被告会社の従業員等に本件商品の販売方法等を指示したり教えたりしたこともない。被告飯田が被告会社のセミナーにゲストスピーカーとして招かれ、講演をしたことはあるが、中高年起業者が事業を成功させるためのノウハウや人生の生きがいを見出すノウハウに関するものであって、本件商品等については何ら宣伝していないのであるから、被告会社の営業に協力した事実はなく、原告は、本件商品の購入や原告が主張する出資について、その動機形成に被告飯田がどのように関わったかを主張、立証していない。

(8) 争点⑧(被告飯田は、本件各取引につき会社法429条1項に基づく責任を負うか)について

(原告の主張)

被告飯田は、本件各取引の期間中は被告会社の取締役ではなかったものの、ユニティを組成し、被告竹内とともに全ての被告会社の例会及びユニティの会議に参加し、ユニティのメンバーに直接指示をするなど、被告竹内と同程度、被告会社の営業体制に関与していたものであり、事実上、被告会社の取締役の役割を果たしていた。

被告飯田は、被告会社の事実上の取締役として、被告会社の従業員及び会員(以下、「従業員等」という。)を十分に教育して顧客との紛争を防止すべき管理体制を整える義務(リスク管理体制構築義務)を負っていたにもかかわらず、従業員等を十分に教育して不実告知等の違法行為がなされること



のないよう管理体制を整える義務があったのにそれを怠ったほか、マーキュリーという違法な取引についての勧誘も指示していたのであり、その結果、原告が本件商品を大量に購入し、原告に損害が発生しているのであるから、被告飯田は会社法429条1項に基づく損害賠償義務を負う。

(被告飯田の主張)

被告飯田は、平成20年6月1日から平成21年2月23日まで被告会社の取締役であったところ、原告が被告会社から初めて本件商品を購入して被告会社との取引を開始した平成23年9月の時点で被告飯田はすでに被告会社の取締役を辞任していたのであるから、本件各取引について被告飯田は会社法429条1項の責任を負わない。

(9) 争点⑨ (本件各取引につき、クーリングオフによる解除が認められるか) について

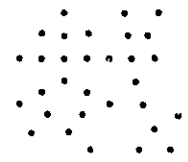
(被告会社の主張)

ア 本件申込書に、本件商品がリラクゼーション機器であることの説明文言があるほか、商品の内容の説明については、パンフレットの2枚目に「リラクゼーションプログラム」と記載しており、パンフレットの説明内容自体、リラクゼーション機器という記載との齟齬もない。

イ また、本件取引2については、^B が購入者であり、原告は、契約関係にないから、クーリングオフにより解除して不当利得返還請求をする法的立場にないことは明らかである。

ウ 権利濫用

本件契約書は特定商取引法（以下「特商法」という。）37条2項の書面として不備はなく、また、形式的に不備があったとしても、それを理由に契約日から4年以上も経過した時点で、本件商品を購入した際にクーリングオフ制度の説明を受けてその内容を理解していた原告が契約書面の記載の些末な不備を理由にクーリングオフを主張することが権利の濫用であ



ることは明らかである。

(原告の主張)

ア 概要書面（特商法 37 条 1 項）の不交付

原告は、被告会社から概要書面を交付されていないから、クーリングオフ期間は経過していない。

イ 法定記載書面（特商法 37 条 2 項）の不備

本件契約書には以下のような不備があり、原告は、特商法 37 条 2 項に規定する書面を交付されていないから、クーリングオフ期間は経過していない。

(ア) 商品の種類及び性能若しくは品質に関する不備

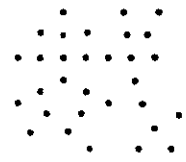
実際の商品は「耳介療法により全身の生体電流を整えるパルス発信機及びスキンチェッカー機能、スキンケアパルス機能を有した」美顔器のようなものであるとされているが、本件契約書には、商品名が記載されているのみで、商品の種類及び性能若しくは品質についての記載がない。なお、本件申込書にも、本件商品の説明として「リラクゼーション機器」との記載しかない。

(イ) 特定利益に関する不備

a ボーナスについて

被告会社から原告に対するボーナスの支払の際、源泉所得税が控除されているところ、本件契約書にはボーナスから源泉所得税が控除されることについての記載がない。また、ベーシックボーナスの売上に送料も含まれるものとされているが、本件契約書にはそのような記載がない。さらに、購入価格が 1 万 2 6 0 0 円の商品に対する設定ポイントは 1 万ポイントとされているが、1 0 0 0 円以下が切り捨てとなることも記載されていない。

そのほか、キャンペーンに応じたことを理由として特別にベーシッ



クボーナスが加算されたことがあるが、このような特別な加算に関する記載もない。

b 資格の昇格について

被告会社は、キャンペーン反映資格なるものの存在を主張しているが、当該資格について本件契約書に記載がない。また、本件契約書によれば別紙2の取引区分原告5、原告16及び原告17の資格はS3になるはずであるところ、実際にはS2とされており、資格の昇格基準が本件契約書の記載内容とは異なっている。

(ウ) クーリングオフに関する不備

クーリングオフの記載は、赤枠の中に赤字でする必要があるのに、本件契約書の記載はピンク色の字で赤字でない上に、赤枠で囲まれてもいない。

(エ) 契約日に関する不備

本件契約書には、契約年月日について具体的な契約日の記載がない。

ウ クーリングオフの主張が権利濫用にあたらないこと

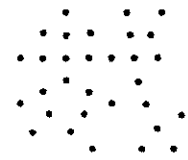
クーリングオフは、説明を受けたことやクーリングオフについて理解しているか否かにかかわらず、当該期間内であれば無条件で契約の解除を認めるものであり、これらの事情を理由にクーリングオフの主張をすることが権利濫用になるということとはあり得ない。なお、原告はクーリングオフについて説明を受けた記憶はない。

(10) 争点⑩（本件各取引につき、不実告知による取消しが認められるか）について

(原告の主張)

ア 本件各取引に共通する事情について

原告は、^Aから、本件商品は電波で精神を落ち着かせ、体の不調を全て整えるものであるなどという説明を受け、本件商品をそのような商品



であると認識していた。

しかし、本件商品にはそのような効果があることを裏付ける合理的な根拠がないことが判明している。そうすると、原告は、^Aが故意に不実を告知したことによって本件各取引を行ったのであるから、特商法40条の3第1項1号又は消費者契約法4条1項1号に基づき、本件各取引に係る売買契約の申込みの意思表示を取り消す。

イ 本件取引3及び4に固有の事情について

^C及び^Dは、真実は原告に本件商品を購入させる目的であるにもかかわらず、「被告会社に投資してほしい」等と述べて、原告に入金をさせたものであり、契約内容である重要事項について事実と異なることを告げたものであり、それにより、原告は、自身が被告会社に投資したものと誤認したのであるから、^Cらの勧誘は不実告知に当たる。

したがって、原告は、本件取引3及び4に係る本件商品の売買契約を取り消す。

(被告会社の主張)

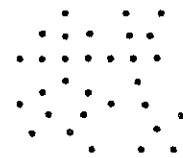
ア 本件商品に関する不実告知

原告は、確認書において、医療器具と間違えるような説明はなかった旨の記載に「はい」と答えているのであり、^Aが原告に対し、本件商品は電波で精神を落ち着かせ、体の不調を全て整えるものであるなどという説明をしたことはない。

イ ^C及び^Dは、被告会社に投資してほしいなどと述べたことはなく、原告は、本件商品を購入する意思で本件申込書に自ら必要事項を記入し、購入を申し込んでいるのであるから、不実告知の事実など全くない。

ウ 取消権の時効消滅の援用

被告会社が本件商品の販売の際、「あたかも病気の治療若しくは予防又は症状の改善ができるかのように告げていた」ことにより、消費庁から不



実告知による勧誘行為と認定され業務停止命令の行政処分を受け、平成24年10月18日にプレスリリースされている。原告が、仮に本件商品が医療器具であるとの不実の説明を受け、それにより誤認して本件商品を購入していたとしても、被告会社に対する行政処分が公表された時点で、原告は本件商品が医療器具ではなく、^Cの勧誘行為が不実告知によるものであったと知ったはずである。仮にその時点で知らなかったとしても、原告は平成27年3月24日の時点で当該プレスリリースを証拠として提出しており、本件商品が医療器具ではないことを認識していたのであるから、平成28年7月13日付の準備書面で取消しの意思表示をしたとしても、その時点で既に、追認することができることから6か月が経過していることから、取消権につき、消滅時効を援用する。したがって、取消権が時効により消滅していることは明らかである。

(11) 争点⑪（本件取引3及び4につき、詐欺による取消しが認められるか）について

（原告の主張）

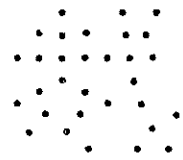
原告は、^C、^D及び^Aから「被告会社に投資をしてほしい」旨説明を受け、現金を入金したにもかかわらず、実際には、本件申込書に記載された本件商品等を購入させられていたのであるから、^Cらは、原告を欺罔して本件商品を購入させたものにほかならず、^Cらの行為は詐欺に該当する。

原告の本件商品の売買契約の申込みの意思表示は詐欺によるものであるから、本件取引3及び4に係る本件商品等の売買契約を取り消す。

（被告会社の主張）

争う。^C、^D及び^Aは、「被告会社に投資してほしい」と述べたことはないから、詐欺行為と評価される事実はない。

(12) 争点⑫（本件取引3及び4につき、錯誤による無効が認められるか）につ



いて

(原告の主張)

原告は、本件取引 3 及び 4 の当時、被告会社に投資したつもりであったにもかかわらず、真実は本件商品を購入させられていたものであり、本件取引 3 及び 4 に係る原告の被告会社に投資するとの意思表示は、錯誤により無効である。

(被告らの主張)

争う。^Cが原告に対して「被告会社に投資してほしい。」と述べたことはなく、原告は本件商品を購入しているのであるから、錯誤は存在しない。

第 3 当裁判所の判断

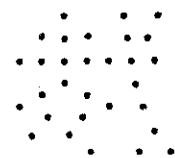
1 認定事実

前記前提事実に加え、後掲証拠及び弁論の全趣旨によれば次の各事実が認められる。

- (1) ^Aは、平成 23 年 4 月、知人に誘われ大阪市内のホテルで行われた被告会社の月例会に参加し、以降、被告会社の会員として活動するようになった。^Aは、被告会社の会員の中でも上位の会員で組織されるユニティと呼ばれる組織に参加し、月例会の際に、自身の売上報告などを行っていた。

なお、月例会には被告飯田及び被告竹内も参加していた。(甲 18)

- (2) 同年夏頃、原告が^Aと会って話をすると、^Aは本件商品についての話を始めた。さらに、^Aは原告に対し、生活が苦しいので助けてほしい、被告会社の商品のセミナーがあるからそれに一緒に参加してほしいと頼んだ。原告は、^Aの状況が少しでも良くなればと思い、被告会社のセミナーに参加し、本件取引 1 を行った。次に、原告は、^Aからほかの人も紹介してほしいと言われたことから、被告会社のセミナーに再び参加し、本件取引 2 を行った。(甲 17, 18)



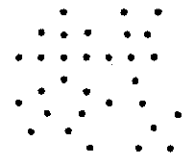
(3) 平成23年10月上旬ころ、原告は、被告飯田、^A及び被告会社従業員の^Eと名古屋市内のホテルで面会した。その際、原告は、被告飯田及び^Eから、被告会社にはマーキュリーと呼ばれる投資があり、出資者には利益が分配される仕組みになっていること、分配金は毎月振り込まれ、死亡しても相続される制度になっていることなどを説明され、被告会社に投資するように勧められた。(甲17, 18)

(4) その後、原告は^Aから被告会社の社員と会ってほしいなどと言われたことから、同月22日、春日井市内の喫茶店において^Cと会った(なお、この時、^Aも同席していた。)

^Cは原告に対し、「今、会社にいくらかを出資していただくと、年2回、利益分をボーナスとして分配するほか、毎月1万円が支給されます。ボーナスは、年20万円ほど出ます。ご本人が死亡した後も、ご家族に支給されます。^{原告}がお金を出してくれば、^Aさんの成果になりますよ。1000万円ほど出してみませんか。」などと述べ、被告飯田及び^Eと同様に、被告会社への投資を勧めた。原告は、^Cの勧誘を受け、本件取引3を行った。なお、その際、^C及び^Aから商品を購入することになるといった説明はなかった。(甲17, 18)

(5) 同年12月、原告は^Dから「もう少しお金を出してもらおうと分配金の額が増えます。もうあと1000万円ほど出してくれませんか。」、「^{原告}がお金を出してくれば^Aの成果になりますよ。」などと言われ、本件取引4を行った。(甲17)

(6) 平成24年6月頃、原告は^Aから、原告と同じように出資した友人が毎月の入金がなくなったなどと言っていたと聞かされたため、原告が本件各取引で用いていた預金口座を確認し、被告会社からの入金が同年1月を最後に行われていないことを知った。原告が被告会社に問い合わせたところ、「商品を購入したということで在庫として保管しています。クーリングオフ



期間は過ぎていたので対処できません。」などという返答があった。（甲 17）

2 争点①（本件各取引の違法性）について

(1) 公序良俗に関する主張について

ア 原告は、被告会社の事業の仕組みが公序良俗に反すると主張する。しかしながら、被告会社が連鎖販売取引を行っていたことは争いがないところ、連鎖販売取引は特商法によって規制はされているものの、当該取引自体が禁止されているわけではない。したがって、連鎖販売取引を行っていること自体をもって公序良俗に反するとする原告の主張は失当であり、採用できない。

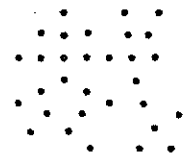
イ また、原告は、本件商品是对価に見合った価値がなく、被告会社における取引は実質的に無限連鎖講であって公序良俗に反すると主張する。しかしながら、本件商品には音楽機能、写真機能及び美容機能等の機能が備わっており、商品の性能として病気の治療若しくは予防又は症状の改善ができるものではないとしても、およそ対価に見合った価値がないとまではいうことができない。したがって、被告会社における取引を単なる金銭配当と同視することはできないから、無限連鎖講に当たり公序良俗に反するとする原告の主張も採用することができない。

ウ さらに、原告は、本件取引 3 及び 4 が訪問販売であれば過量販売に該当するものであり、公序良俗に反すると主張するが、本件取引 3 及び 4 が訪問販売に当たらないことは明らかであり、本件商品を大量に購入したこと自体をもって公序良俗に反するという原告の主張に理由はない。

エ 以上のとおり、本件取引の内容自体が公序良俗に反するとは認められない。

(2) 投資名目での勧誘行為について

認定事実(4)ないし(6)によれば、本件取引 3 及び 4 の際、実際は本件商品等



の連鎖販売取引であるのに、これらの取引は被告会社に対する出資であり、毎月分配金を受け取ることができる旨の説明を受け、原告は本件取引 3 及び 4 が被告会社に対する出資であると理解し、本件取引 3 及び 4 を行ったと認められる。すなわち、^A ■■■■らは、実際には原告が紹介活動をして新規会員を勧誘しなければボーナスを得られず、本件取引 3 及び 4 において支出した金額を回収することができなくなるにもかかわらず、それを秘して、あたかも出資により毎月分配金を得ることができるかのように事実と異なる説明をして、原告を誤信させて、本件取引 3 及び 4 を行わせたのであるから、投資名目で勧誘行為を行った^A ■■■■らの行為は違法である。

3 争点③（被告会社は、本件各取引につき民法 709 条の責任を負うか）について

(1) 本件取引 3 及び 4 について

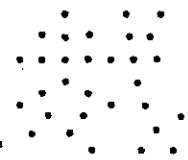
前記 2 のとおり、投資名目での勧誘行為は違法であるところ、このような勧誘行為は、^A ■■■■や^D ■■■■といった被告会社の会員のみならず、認定事実(3) 及び(4)のとおり、被告会社の従業員である^E ■■■■や^C ■■■■も行っている上、被告会社の会長を名乗って活動をしていた被告飯田も投資に関する説明を行うなどの関与をしているのであるから、投資名目での勧誘行為は会社ぐるみで行われていたと認めるのが相当である。

したがって、被告会社は、本件取引 3 及び 4 につき民法 709 条の責任を負う。

(2) 本件取引 1 及び 2 について

他方、本件取引 1 及び 2 は、投資目的で勧誘を受けたものではなく、違法と評価されるものではないから、被告会社は本件取引 1 及び 2 につき民法 709 条の責任を負わない。

4 争点④（被告会社は、本件取引 3 及び 4 につき民法 715 条 1 項の責任を負うか）について



前記3のとおり、被告会社は本件取引3及び4につき民法709条の責任を負うのであるから、争点④について判断することを要しない。

- 5 争点⑤（被告竹内は、本件各取引につき共同不法行為責任を負うか）について

前記3のとおり、被告会社は本件取引3及び4につき民法709条の責任を負うところ、被告竹内は被告会社の代表取締役として被告会社を経営しており、会社ぐるみで被告会社の従業員や会員をして投資名目での違法な勧誘行為をさせていたのであるから、本件取引3及び4について共同不法行為責任を負う。

他方で、本件取引1及び2については、違法性が認められないことから、被告竹内も共同不法行為責任を負わない。

- 6 争点⑥（被告竹内は、本件各取引につき会社法429条1項に基づく責任を負うか）

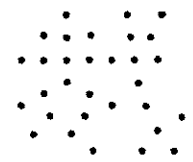
前記5のとおり、被告竹内は、本件取引3及び4については、民法709条の責任を負うのであるから、争点⑥について判断することを要しない。

他方で、本件取引1及び2については、違法性が認められないのであるから、被告竹内は、本件取引1及び2つき、会社法429条1項に基づく責任を負わない。

- 7 争点⑦（被告飯田は、本件各取引につき共同不法行為責任を負うか）について

認定事実(3)のとおり、被告飯田は、^E とともに原告に対してマーキュリーについて説明し、被告会社に対して出資するように勧めており、被告会社の投資名目による違法な勧誘行為に関与していることが認められるのであるから、本件取引3及び4について共同不法行為責任を負う。

他方で、本件取引1及び2には違法性が認められないことから、被告飯田は、本件取引1及び2につき、共同不法行為責任を負わない。



8 争点⑧（被告飯田は、本件各取引につき会社法429条1項に基づく責任を負うか）について

前記7のとおり、被告飯田は、本件取引3及び4について、共同不法行為責任を負うのであるから、争点⑧について判断することを要しない。

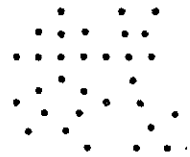
他方で、仮に、被告飯田が実質的な取締役として会社法429条1項の責任を負い得る立場にあったとしても、本件取引1及び2には違法性が認められないことから、被告飯田は、本件取引1及び2につき、会社法429条1項に基づく責任を負わない。

9 争点⑨（本件各取引につき、クーリングオフによる解除が認められるか）について

(1) 前記3、5及び7のとおり、本件取引3及び4については被告会社、被告竹内及び被告飯田が共同不法行為責任を負うのであるから、本件取引3及び4については判断することを要せず、本件取引1及び2についてのみ判断する。

(2) 特商法40条において、連鎖販売取引のクーリングオフによる解除が認められている趣旨は、特定利益及び特定負担の内容を明示させるべく法令により記載内容を定めた書面の交付を義務付け、その書面が交付された日から起算して20日以内に限り無理由の解除権を加入者に認めることにより、新規加入者の勧誘の可能性が実際にどの程度見込めるかよく考え直し、特定利益が本当に特定負担の大きさに見合ったものであるか慎重に再検討するように、加入者が現実に見込める特定利益とそれに対する特定負担の均衡を見直すなど熟慮再考の機会を与え、もって連鎖販売取引において起こりやすい弊害、すなわち実際は新規加入者の勧誘などできないのに、特定利益の幻想にまどわされて、特定負担のみがかさんでしまう無理な契約を加入者がすることがないように、加入者の利益を保護するものであると解される。

このようなクーリングオフ制度の趣旨からすれば、クーリングオフの期間



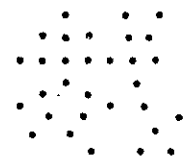
の起算日の要件である特商法 37 条 2 項の書面の受領があったというためには、当該書面において、特商法 37 条 2 項及び同法施行規則に定められている記載事項（特定利益や特定負担、さらにはクーリングオフによる解除の仕組みなど）が過不足なく正確に、かつ、明確で分かり易く記載されていることが求められると解するのが相当である。したがって、連鎖販売取引の仕組みの基本である特定負担や特定利益について、細大もらさずすべての記載を尽くすことはもちろん、新規加入者においてその内容が理解できるように記載されていることが必要である。

- (3) 本件契約書によれば、ボーナスの種類(1)に関する資格には S 1 ないし S 6 があるところ、当該会員の「左ライン」及び「右ライン」の売上によって昇格の可否が決められる趣旨の記載がある。しかしながら、本件契約書には「左ライン」及び「右ライン」という言葉の意味を説明する記載はなく、当該会員が「左ライン」又は「右ライン」を形成するにあたり、どのような行為をすればよいのか、本件契約書の記載から読み取ることができない。

また、本件契約書には、ボーナスの種類として、差額育成ボーナス及び同格育成ボーナスが記載されているところ、「育成」という言葉の意味について説明する記載がなく、当該会員がどのような行為をすれば他の会員を「育成」することになるのか不明であるし、タイトルボーナスとして受け取ることができる報酬についても、「累積売上ポイント」についての説明がない。

さらに、原告に対してはキャンペーンによるボーナスが支払われているところ、本件契約書にはキャンペーンによるボーナスが発生し得ることについて記載がない。

加えて、別紙 2 のとおり、原告に支払われた金額は、ボーナスの総額から源泉所得税と事務手数料を控除した金額であるところ、本件契約書には源泉所得税や事務手数料が控除される旨の記載はない。原告が控除された金額はボーナスの総額の約 6 % に相当する 14 万 5001 円であり、本件契約書に



何らの説明がないまま控除が許されるとは到底認められない金額である。

- (4) 以上のとおり、本件契約書には特定利益の内容として必要な事項が記載されていない上、本件契約書の記載から特定利益の内容を加入者が理解することは著しく困難であるといわざるを得ず、これらの記載の不備は連鎖販売取引の根幹にかかわる重大な不備と評価できるものである。したがって、本件契約書が形式的には交付されていても、クーリングオフ制度の趣旨に照らし、本件契約書は実質的に特商法 37 条 2 項の書面と評価することができないから、特商法 40 条 1 項に定めるクーリングオフ期間は、原告が前提事実 7 において解除の意思表示をした時までには経過していないこととなり、本件取引 1 及び 2 はクーリングオフにより解除されたものと認められる。

なお、被告会社は原告のクーリングオフによる解除権の行使は権利の濫用であると主張する。しかし、連鎖販売取引の加入者がクーリングオフ制度をことさらに利用して利益をあげようとするような場合に、解除権の行使が権利の濫用として許されないとする余地はあり得るが、本件において原告がクーリングオフ制度を利用してことさらに利用して利益をあげようとしているというような解除権行使が権利の濫用であることを根拠づける事情はうかがわれないから、被告会社の主張は失当である。

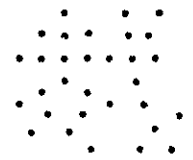
10 争点⑩ないし⑫について

前記 9 のとおり、本件取引 1 及び 2 についてはクーリングオフによる解除が認められ、また、本件取引 3 及び 4 については主位的請求が認められている。したがって、争点⑩ないし⑫については判断することを要しない。

11 争点②（損害額等）について

(1) 本件取引 1 及び 2 について

原告は、本件取引 1 及び 2 において、被告会社に対し 41 万 5800 円を支払っているが、本件取引 2 において「^{原告} B」を紹介したことによる直接紹介料 2 万円を得ているから、原告の損失は、本件取引 1 につき 20



万7900円、本件取引2につき18万7900円となり、被告会社は、原告に対して同金額の不当利得に基づく返還債務を負っている。なお、被告会社は悪意であるから民法704条に基づく利息支払債務が発生しているところ、その起算日は、本件取引1及び2に基づいて原告が被告会社に対して代金を支払った日の翌日であると解するのが相当であり、本件取引1については平成23年9月20日、本件取引2については同年10月9日であると認められる。

(2) 本件取引3及び4について

被告らは、被告会社が本件各取引に基づいて原告に支払った228万8011円は損害から控除されるべきであると主張する。しかしながら、本件取引2において原告が「^{原告} B」を紹介したことによって得た直接紹介料2万円を除いては、本件取引3及び4によって生じたものであるところ、本件取引3及び4は、投資名目での違法な勧誘行為の結果として行われたものであり、詐欺の手段としてボーナスの名目で交付した金員を損益相殺として損害額から控除することは、民法708条の趣旨に反し許されない（最高裁平成20年6月24日第三小法廷判決・裁判集民事228号385頁参照）。

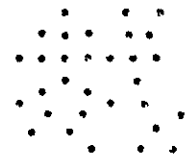
したがって、本件取引3及び4によって原告に生じた損害額は、本件取引3及び4において原告が支出した合計1334万4900円（500万2700円＋834万2200円）となる。

(3) 弁護士費用

被告らの不法行為と相当因果関係の範囲内にある弁護士費用相当の損害額は、133万4490円と認めるのが相当である。

(4) したがって、被告らによる不法行為により原告に生じた損害は合計1467万9390円であると認められる。

第4 結論



以上によれば、原告の主位的請求は、不法行為に基づく損害賠償請求として、原告が被告らに対し、連帯して、1467万9390円及びこれに対する不法行為の最終時点である本件取引4が行われた日である平成23年12月17日から支払済みまで民法所定の年5分の割合による遅延損害金の支払を求める限度で、予備的請求は、不当利得に基づく利得金返還請求として、原告が被告会社に対し、39万5800円並びにうち20万7900円に対する本件取引1に基づく支出が行われた日の翌日である平成23年9月20日から支払済みまで及びうち18万7900円に対する本件取引2に基づく支出が行われた日の翌日である平成23年10月9日から支払済みまで民法所定の年5分の割合による利息の支払を求める限度で理由があるから、その限度で認容し、その余は理由がないから棄却することとし、主文のとおり判決する。

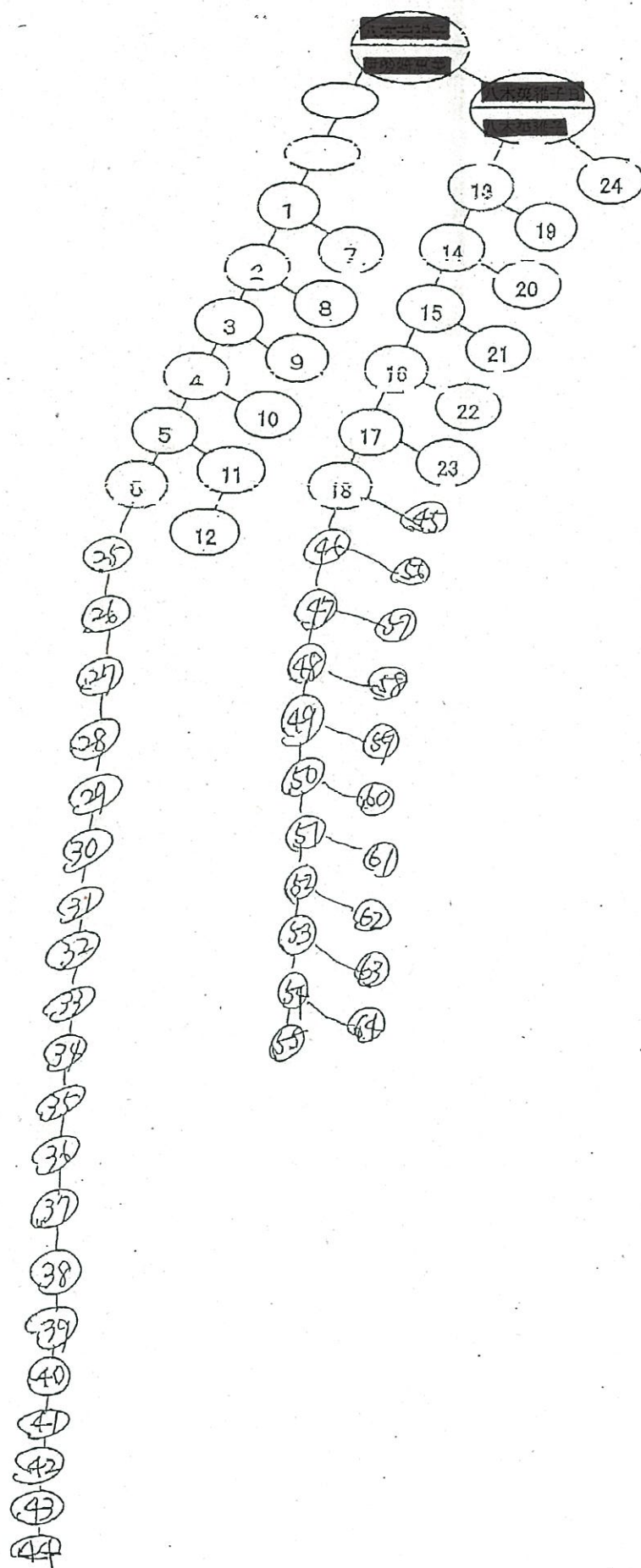
なお、訴訟費用については、前記認容額等からすると、その全てについて被告らの負担とするのが相当である。

名古屋地方裁判所民事第7部

裁判長裁判官 前 田 郁 勝

裁判官 三 橋 泰 友

裁判官 餅 田 庄 平



(別紙2)原告に対するボーナス支払状況一覧

取引区分	資格	紹介活動によるボーナス					その他の ボーナス	ボーナス の合計額	控除額	原告に対 する支払 額
		直接紹介 料	収入ライ ンボーナ	差額育成 ボーナス	同格育成 ボーナス	タイトル ボーナス				
原告(10月分)	S3	260,000	105,000		60,000		11,000	436,000	32,400	403,600
原告(11月分)	S4				15,500	43,512	149,500	208,512	9,651	198,861
原告(12月分)	S4	600,000	200,000	100,000	50,500		3,500	954,000	84,200	869,800
原告B	S4						139,500	139,500	2,750	136,750
原告1	S3	20,000	15,000	25,000				60,000	800	59,200
原告2	S2	20,000	10,000					30,000	800	29,200
原告3	S2	20,000	10,000					30,000	800	29,200
原告4	S2	20,000	10,000	10,000				40,000	800	39,200
原告5	S2	40,000	10,000					50,000	800	49,200
原告13	S3	20,000	10,000					30,000	800	29,200
原告14	S2	20,000	10,000					30,000	800	29,200
原告15	S2	20,000	10,000	10,000				40,000	800	39,200
原告16	S2	20,000	5,000					25,000	800	24,200
原告17	S2	20,000	5,000					25,000	800	24,200
原告18	S3	20,000						20,000	800	19,200
原告46	S3	20,000	15,000					35,000	800	34,200
原告47	S3	20,000	15,000					35,000	800	34,200
原告48	S3	20,000	15,000					35,000	800	34,200
原告49	S3	20,000	15,000	25,000				60,000	800	59,200
原告50	S3	20,000	10,000					30,000	800	29,200
原告51	S2	20,000	10,000					30,000	800	29,200
原告52	S2	20,000	10,000	10,000				40,000	800	39,200
原告53	S1	20,000	5,000					25,000	800	24,200
原告54	S1	20,000	5,000					25,000	800	24,200
合計								2,433,012	145,001	2,288,011



これは正本である。

平成31年4月16日

名古屋地方裁判所民事第7部

裁判所書記官 坂本理沙子

